

〔研究ノート〕

昭和恐慌後の部落再編成

——模範村長野県下伊那郡三穂村の事例——

功 刀 俊 洋

はじめに

ファシズム支配の指標を民衆の自主的組織の徹底的破壊と生活全般に対する権力による画一的組織化に求めるならば⁽¹⁾、治安警察機構と部落会・町内会とは、戦中の天皇制ファシズムによる民衆支配の背骨であったといえよう。1932年からの国民更生運動、35～36年の選挙粛正運動、37年9月からの国民精神総動員運動、40年9月11日の内務省訓令「部落会町内会等整備要領」、42年8月14日の部落会・町内会と大政翼賛会の結合、という一連の地域における民衆組織化の政策とその実施は⁽²⁾、民衆支配のファッショ的再編が推進・確立する過程であり、部落組織の再編はその中核をなしていた。

したがって、農村支配におけるファッショ的再編の性格を解明するためには、1920～30年代の村政構造自体の分析が不可欠である。本稿では、行政当局が行政補助組織としての組＝小字に期待した機能の変化を、一村を事例にして追跡することでこの課題に答えたい。

分析対象の下伊那郡三穂村は、1910年代後半から20年代にかけて、養蚕・製糸業の興隆を背景にして青年団運動⁽³⁾や産業組合運動がきわめて活発に展開されたところであり、また30年代には、経済恐慌によって甚大打撃を受けながら、経済更生運動の模範村となっていた。32年には「禁酒村」として全国的にも有名となり、36年には農林省から特別助成村に指定されている。上記の課題に関連して注目すべきことは、当村では1935年に従来の部落組織を再編して、いちはやく「自治組合」＝部落常会を設置し、その際それまでの区＝大字

の解体と組＝小字の統合が強行されたことである。これは、農村における部落組織のファッション的再編の先駆的事例であったと考えられる。

1. 1920年代の村政構造の変化

(1) 三穗村の経済的特徴

下伊那地方は、第1次世界大戦下の養蚕興隆期に養蚕経営と組合製糸が爆発的に展開し、1920～30年代に蚕糸業偏重の産業構造を形成していた。三穗村では、1910年には畑地970反、収繭量14,988貫にすぎなかったのに対して、1930年には表1のように、収繭量で3倍強、同村総生産額の81%を蚕糸業がしめるにいたった。養蚕農家1戸当りの収繭量は111貫に達し、これは全国的には養

表1 1930年の三穗村農業

戸数	402
農家	345
養蚕農家	329
田(反)	1,670
桑園(反)	1,591
収繭量(貫)	48,611
総生産額(円)	391,327
養蚕業(円)	135,227
製糸業(円)	182,000

蚕大経営に属した。また、1916年には100釜規模の製糸工場を伴って産業組合が設立され、20年には総戸数の72%を、30年代にはほぼ全農家を組織し、村経済の支柱となっていく。たとえば1928年には、組合員数347人、出資口数1703口、供繭量36,420貫、繰糸量3,908貫、女工149人であり、⁽⁴⁾ 村収繭量の約75%を組合で販売していた。

次に階層構成については、小作地率は1938年に32%と低く、不耕作地主は存在していない。貸付地5反以上所有者数は、農地改革時で、20町A家、10町I家、5町3戸、5反～5町が14戸、計19戸に留まる。また、表2から同村の階層区分として、自作上層(54戸)、自小作中～上層(94+58戸)、自小作と小作の下層(52+46戸)という3層が検出できよう。本稿では以下この三層を、村上層、村中層、村下層とよぶ。地主19戸は村上層に含まれている。北信地方に比べて経営規模が大きく、村中層が厚いのが特徴である。また、『昭和13年農家調査原簿』によれば、農家の50%、小作の76%が兼業農家であり、しかも兼業の内容は自小作の28%小作の55%が雇用労働であった。したがって、組合製糸で働く百数十名の女工を含めて、地主自作から自小作におよぶ村中～上層＝養蚕大経営と村下層＝養蚕小作との間には、養蚕・製糸業経営者一日雇・女工という関係が広く展

表2 経営規模・自小作別農家戸数

経 営(反)	0～5	5～10	10～20	計
階 層	下	中	上	
自 作	26	28	54	108
自 小 作	52	94	58	204
小 作	46	22	3	71
計	124	144	115	383

『昭和13年農家調査原簿』より

開され、これが地主・小作関係と重複していたと思われる。

しかし、このような階級関係を内包しつつも、同村の農民の行動は、村上層が主導する産業組合運動⁶⁾、1930年代前半の救農請願運動、経済更生運動という「村ぐるみ」の形態をとって展開していった。

(2) 行政補助組織の機能の増大

1920年代の三穂村の村政構造における変化の第一は、行政補助組織として青年会、在郷軍人分会、そして以下とりあげる組の機能が増大していったことである。同村では、県や郡からの命令を村民に徹底し、あるいは村の行政を具体化するために、区長組惣代会を開いていた。区長は各大字単位におかれ4名、組惣代会は各小字単位に33名存在していた。区長の選出方法は不明であるが村上層が担当している。組惣代会は1935年まで輪番制で担当し、したがってどの階層からも選出されることになり、村中下層が多く含まれることとなる。村役場文書の『庶務一件』と『協議録綴』によって、村当局が組惣代会をどのような目的で利用していったか、その変化を追跡しよう。

まず、1900年代までは、区長や部落の有力者による区単位の活動が大きな役割を果し、村当局は彼等に依拠して行政をすすめる、組惣代会は区長の下部機関だったのではないだろうか。この点は、同村の区有文書が不十分なため論証できないが、村役場から組惣代会に出されている通達・命令の数が、1910年代以降に比べてきわめて少ないことから、村当局から組への直接的行政活動の意義が小さかったことが予想される。県や郡、村当局が組を行政的に再編し、あるいは組に新しい機能を要求しはじめたのは、徴兵、馬匹の徴発、大增税といった課

題が村や部落組織に課せられた日露戦時行政においてであった。

1904年、三穂村には勤儉貯蓄組合（のちに戊申貯蓄組合と改称）が、05年にはさらに納税組合が、各々組を単位に設置され、組惣代は徴税・貯蓄の末端機構の責任者に位置づけられた。もちろんこれは、のちの地方改良事業につらなるものであるが、周知のように、日露戦後の帝国主義政策の強行は、地方財政を破綻寸前の状態に追い込み、農村疲弊を長びかせるとともに、都市暴動や廃税運動となって民衆との矛盾を露呈していった。地方改良事業は、この状況に対し農村を国策遂行に耐えうるものへと再編しようとしたもので、この時期、県や郡から三穂村に下された通牒を大別すれば、①部落組織の末端を村当局に直結した徴税・貯蓄機構として再編する、②産業組合の育成、③在郷軍人分会や村青年会の設立とそれによる勤儉思想普及、ならびに国家的権威宣揚の事業の奨励、④北海道・樺太移民、などであった。納税は郡役所が最も執拗に村当局に働きかけた項目であったが、三穂村では村税は1903年以前から1915年まで滞納が恒常化していた。

このような組を利用した徴税・貯蓄政策は、1917年以降価値昂騰によって養蚕経営が潤うと、従来のいわばないところからしほりとする施策から、手にした金は自由に使わせないとでもいうべき対応に変化した。それは、農村に都市文化が流入し思想問題が発生しようとしつつある状況への対応でもあった⁽⁶⁾。

米騒動と社会運動の成長に対応して展開された、1919年からの民力涵養事業、つづいて1924年からの国民精神作興・勤儉奨励事業のなかでは、納税・貯蓄と結合して生活改善、思想教化の活動が組を通じておこなわれるようになった。青年会、軍人分会が同様の役割を担うようになるのもこの時期であった。

1919年8月、下伊那郡役所が各村に下した「民力涵養事業実施要目」には「一、立憲自治ノ觀念ヲ養成スル事」の小項目に「十、産業組合、納税組合、衛生組合、農家小組合、伍人組制度等ニ依リテ自治ノ訓練ヲ為スコト」が掲げられたが、この時期、三穂村では1919年から村費の費目に地方改良費が設けられて、団体補助とともに、税を完納した組とその組惣代に対し奨励金と手当が支給されるようになった。たとえば、1923年度は納税奨励金 1,550円、民力涵養費（主に講習・講演会費）412円、軍人分会補助 220円、青年会補助 120円であ

り、これら地方改良費の合計は実に村予算の7.5%に達していた。1923年6月には、消費節約の協議会が開かれ、「組惣代及農家小組合長会議ニ於テ実行事項ヲ協定シタリ 一、節酒節煙ノ励行 一、物品ハ可成現金購入 一、兵士ノ入退営ニ当リ記念品ヲ廃ス⁽⁷⁾」という記録が残っている。24年11月、国民精神作興詔書渙発一週年を期して全国的に開始された勤儉奨励強調週間は、28年3月まで毎年4期間実施されたが、ここでも組惣代の申合せ規約による生活改善や消費節約が組単位に実施された。また同村では思想教化活動の幹部を養成するために、下伊那国民精神作興会の青年幹部講習会⁽⁸⁾や中央報徳会の自治講習会に、青年会役員や村吏員を派遣している。組を利用した村民への生活統制の政策は、この1924年秋を画期に、計画的かつ組織的になったといえよう。26年2月からは、在郷軍人分会を中心に建国祭が村内で行われた。この思想教化活動は、下伊那地方の左翼の青年運動を「軽佻詭激」と批判し、「質実剛健」の国民精神振作を目標としたもので、組単位での勤儉の申合せもこの目的に沿って青年層の行動を牽制しようとしたものであろう。

1928年5月、県学務部長命令により共産党事件に関する村内各種団体合同の協議会が開かれた。また29年10月からすすめられた教化総動員・公私経済緊縮運動では、村議・各種団体代表・組惣代（協議員）の枠をこえて、多数の実行委員を選んでおり、不況対策生活改善の会合は百名を越える村民を集めて実施された⁽⁹⁾。経済恐慌の到来は、勤儉貯蓄と思想教化の行政を遂行するためにその社会的基盤をさらに拡大しなければならなかった。

1920年代の村政構造の変化の第一は、輪番制一したがって村中下層を多く含む組惣代の行政上の機能が増大したことであり、下伊那地方では1924年秋がこの点での画期になったと思われる。

（3）村政担当層の下降

三穂村の村長は、町村制施行から1956年に飯田市に合併されるまでの18人はいずれも村上層から選ばれている。社会運動の活発だった1927年においてさえ、この年村長に選出されたのは旧領主小笠原家の当主であった。しかし、村会議員（12名）においては表3のように1913年以降村中下層が進出していく。さらに、25年の村議選は等級選挙廃止後初めての選挙であったが、村中下層が

表3 村会議員の階層

選出年次	上	中	下	商人	吏員		A	B
1892年	6					12		
1910	6					12		
1913	9	1	2			12		
1917	11		1			12	4	1
1921	9	3				12	3	
1925	2	3	3	1	3	12	3	2
1929	5	4	1	1	1	12	7	3
1933	8		4			12	6	5
1937	7	1	1	2	1	12	5	4
1942	7	2	2		1	12	2	6

上, 中, 下は表の区分による, 1892, 1910年では他6人の階層不明, A—産業組合理事経験者, B—軍人分会理事経験者

大きく進出した。またもう一つの特徴として, この時期から産業組合や在郷軍人会分会の幹部, あるいは村役場の書記や商人の経歴・出身の村議が登場してくる。1920年代の下伊那地方は, 普選運動や青年運動が活発に展開されたが, 行政当局は, これに対して支配の再編のために行政補助団体の活動を奨励し, そこに進出してきた村中下層を行政の枠内に組みこもうとした。村議の階層変化もこの動向の反映と考えられる。

さて, 以上の分析から次のことが推定できる。三穂村では1924~25年から, 村議に村中下層が進出し, 中下層を多く含む組惣代が村行政上の機能を増大させた。これは, それまでの村上層が独占する村政から一定程度村中下層が参加し補完するものへと変化したと考えられる。この変化は, 社会運動の発展に対応しこれを抑止する方向に機能した。このような村政構造は, 1920年代の村中層をも含む養蚕経営の発展を前提としていたが, 昭和恐慌による蚕糸業の壊滅は, この構造にいかなる再編を迫ったであろうか。

2. 昭和恐慌と村政再編

(1) 恐慌下の三穂村と経済更生運動

蚕糸業に依拠してきた三穂村経済の恐慌による打撃は甚大であった。1930年代前半の生産総価額は, 29年の60%台に落ちこみ, 恐慌前の水準に回復するに

は36年を待たなければならなかった。33年の負債総額は482,199円、1戸当り1,205円、1戸年間平均所得の10倍に達するものであった。農地は売却され銀行や地主、産業組合に集中した。所得階層別戸数の増減を調べると、村内で最も厚い層を形成していた100～400円の中層の没落がはげしく、1923年に171戸あったものが38年には、103戸、反対に0～100円の下層は115戸から243戸に増加した。また、1938年には村生産総額は恐慌前を越えて1929年の136%に達したにもかかわらず、20年代の中層の多くは30年代後半になっても中層の所得水準に回復できなかったわけである。これを自小作別でみれば、30年から35年にかけて自作が180戸から99戸へと減少し、逆に自小作が129戸から174戸へ、小作が36戸から92戸へと増加した。20年代の村政を補完してきたと思われる村中層の崩壊であった。

このような事態、とりわけ村内負債の累積は村内の「隣保相助」と「自治」を動揺させた。村助役であった林治郎は当時を次のように回想している。

「不景気のあらしの為に村民は自暴自棄と申しますか、コップ酒が飲んで不平を云ふて居る有様で公私経済は全く破綻を来し、為に世相も悪化し安心して仕事も出来ぬ様になりました⁽¹⁰⁾」

しかし、同村では小作や債務者としての社会的行動はおこらず、農民は養蚕経営者として村ぐるみで恐慌を克服しようとした。1931年1月には、各組の協議員が主体となって村当局を通じて県に低利資金助成の陳情運動をおこし、6万円の要求に対し10,400円の助成金を獲得、これによって耕地拡張、蚕桑改良、救農土木の諸事業が実施された。この恐慌期、協議員は、生活窮迫と経営破綻にもかかわらず、低利資金借入事務や各組毎の農道橋梁工事の監督、政府払い下げ米の分配といった恐慌対策の実行主体として、あるいは滞納が深刻化した地方税や電気料金の催促のため、村行政上で重要な役割を担わされ、繁忙を極めるようになった⁽¹¹⁾。

このような施策にもかかわらず、恐慌は長びき、下伊那地方では生活不安の政治的はけ口は、既成政党の腐敗を批判する急進ファッショ運動へ、そして「満蒙権益擁護」へとむけられていった。満州侵略を契機とする戦争支持熱の昂揚のなかで、官僚・行政当局によって開始されたのが、経済更生運動であった。

会は、村役場当局、村議⁽¹²⁾、産業組合・農会の役員、各種団体長、計51名で構成され、挙村の指導体制がつくられた。また、諸委員を兼任した協議員は、益々大きな役割を期待され、区長協議員会は従来の事務伝達や徴税補助機関たることにとどまらず、更生諸事業の実質的な執行機関となり、恐慌克服、村経済再建の中核となることを要求されたのである。

しかし、この体制は経済更生も人心安定ももたらさなかった。委員会の数ばかり多く、その下の実行組合を実際に活動させるだけの力をもたなかった。恐慌は長期化し、1934年には春の冷雨による桑の被害で下伊那の蚕糸業は最悪の事態に陥った。村長林造酒は「農山漁村負債整理ニ関スル件」(1934年12月22日)で「本年八月負債ノ根本的調査ヲナシタル結果ハ意外ニ多ク」と県内務部長に報告せざるを得なかった。1934年秋から35年にかけて農村の社会不安は深刻なものとなった。

(2) 1935年の部落再編成

このような事態のなかで、1935年、選挙粛正運動と併行して村当局によって実施されたのが、部落再編成であった。三穂村では、産業組合による農事実行組合設置の指示を契機として、図2のように、いままで33あった組を統合して13の自治組合を新設した。それにともない従来の諸委員会―区長協議員会を改め、自治組合連合会―自治組合を発足させた。大字の区、区長はこの時廃棄されたのである。この事情を助役林治郎は次のように回想している。

「村は小さくても、非常に多くの区画に分れて居りました。其総代たるや年番と云われ毎年戸別廻しと云ふ訳で役場の集会に来ても何の意見もない人や訳が分らずで理屈を云ふ人、何にも分らぬ人等がありまして、^(ツツ)切角の重要会議を開ひてもまとまりもつかず、部落への連絡も間違つて通じると云ふ次第で、失礼ではありますが全々何の権威もなく役に立たぬものでありました。之では如何に一生懸命で話しても村の仕事は更に進展しませんので、先づ行政区画を改めその組織を刷新強化する必要があると感じたのであります⁽¹³⁾。」

彼は「各組合は部落で尤も信頼する人格者を選出し」「隣保共助の精神によって一切を治めて頂⁽¹⁴⁾」くため、つまりは部落組織の統制強化によって人心不安を封殺し自力更生を強行するため、行政区改正を断行したわけであった。そ

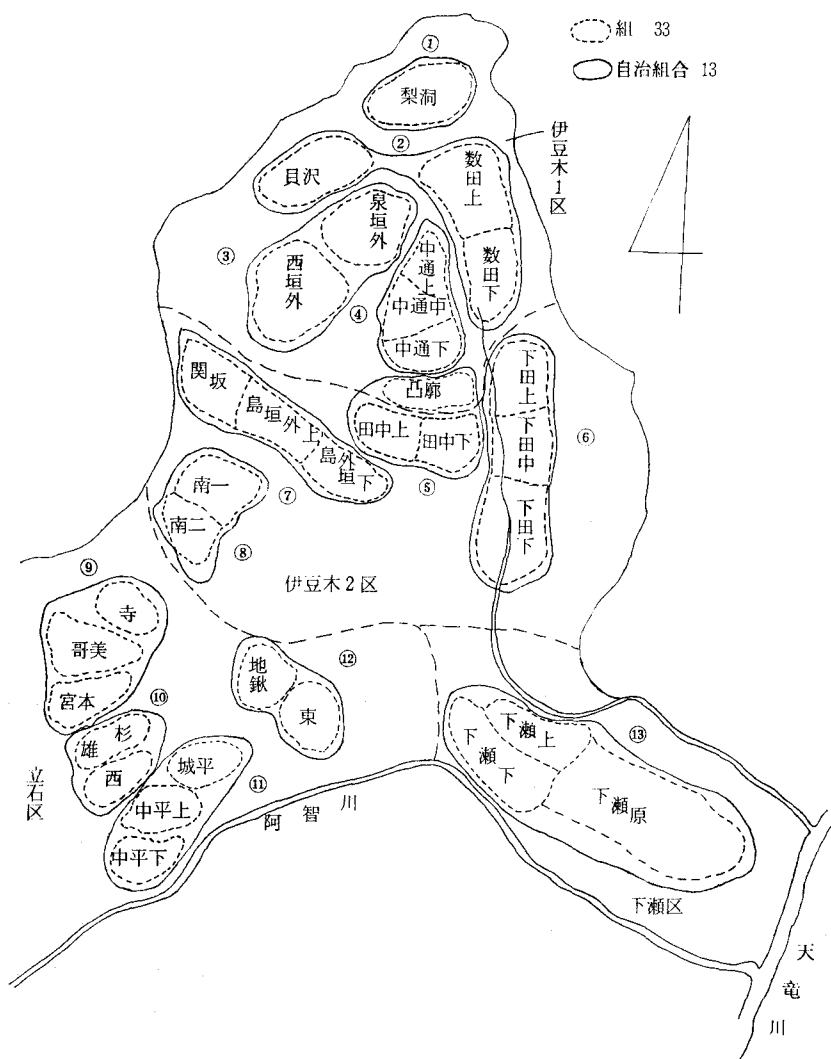


図2 三穂村行政区画の再編 (1935年)

これは逆にいえば、それまでの協議員を実行組合長とする経済改善委員会—協議員の体制が破綻したことを認識したことを意味した。また、主体的条件としては、村中下層が多く含まれる輪番制の協議員では、彼ら自身が恐慌下に生活破綻をきたし、行政の先頭に立ち得なかったのであろう。しかしより重要なことは、協議員に課された行政の課題であり、1920年代の徴税・思想教化・生活改善と、30年代の恐慌克服とは全くその程度を異にし、後者は末端の指導者に強力な村民統制力を要求したのであろう。従来協議員には負債整理をすすめることができなかった。昭和恐慌による農村経済の破綻は、部落の秩序を動揺させ、その結果村当局を中心とする直接的・画一的統制組織を部落内に貫徹させることなしには村の秩序を回復しえなかったのであった。ここに当局が部落再編にのり出す要因があった。

新自治組合長は、選出方法が各自治組合の推挙となり同一の人物が長期にわたり勤めるようになった。また表4のように、30年代前半の協議員に比べて村上中層から自治組合長が選ばれている。経歴では、現職の村当局者が重任や横すべりしており、部落秩序の動揺に対し村政のリーダーみずから部落組織の役職について、統制を強化しようとした。

(3) 模範村の成立

さて、自治組合はいかなる機能を果していくだろうか。ここでは、農村の組

表4 組惣代・協議員・自治組合長の階層分布

1926 年			
全村	上 10.2	中 58.3 %	下 31.5
組惣代	上 12.5	中 62.5	下 25.0
1932 年			
全村	上 1.7	中 26.4	下 71.9
協議員	中 32.0	下 68.0	
1938 年			
全村	上 7.4	中 34.6	下 58.0
自治組合長	上 23.0	中 69.3	下 7.7
上. 所得 500 円以上 中. 100 ~ 500 円 下 0 ~ 100 円			

織的統制、負債整理、自作農維持について検討しよう。

自治組合制は、1935年7月の設置決定から38年にかけて徐々に体制を整えていった。『常設委員会協議録』『自治組合連合会一件』によれば、自治組合は「本村自治ノ統制啓発ヲ計ランガ為」の遂行事項として「一、農事実行組合、養蚕実行組合、負債整理組合ヲ設置シ隣保相助経済更生ニ努ムルコト、一、各種公納金ノ完納、一、経済改善事項中ノ申合事項ノ実行、一、軍人後援」（「自治組合設置規定」）など、協議員制のもとでの組の役割を引き継ぐと共に、農業経営、社会事業、青年の指導と、行政補助全般を処理することになった。

自治組合制への改正の内容は、

- ① 自治組合長13名と村当局によって自治組合連合会が設置され、以前の諸委員会の機能を一つに統合した村行政の指導・執行機関となった
- ② 自治組合には、副組合長の他に、総務、会計、統計、耕作、養蚕、経済、社会、副業、婦人、青年の各部が構成され、部長と係が任命されて全戸役員制をとった
- ③ 自治組合連合会一部長会一組合総会（のちの部落常会）が毎月定例化された
- ④ 区廃止にともない、従来各区で徴収運用されていた部落協議費は自治組合費と改められ、村レベルの自治組合連合会が一括徴収しその場で奨励金とあわせて予算が計上された
- ⑤ 農事実行組合の併設によって全農家は、経営の一切を産業組合を通して行うようになった
- ⑥ 自治組合が、負債整理組合、納税組合をかねた

などの点であり、当局が個々の農民の生活、経営、思想を統制し、諸事業を強制する体制が整理されたといえよう。青年会、婦人会は改組して自治組合の一部（青年部、婦人部）となり、在郷軍人は自治組合の「中堅人物」に位置づけられた。

自治組合によって最初にとりくまれたのは、「農村の癌」とよばれた無尽講整理であった。それは、各自治組合毎に他組合との間の債務債権を整理相殺し、次に組合内で債権者に利薄く債務者に利厚い比率を設定して各戸の受取お

よび返済金額を決定し、返済は産業組合の減債貯金によって計画的に実行していくという方法によるもので、1935年に47,640円の無尽講負債は、36年末には5,221円にまで減少し、一挙に解決にむかった。負債総額も1933年48万円から36年末には25万7,000円になった。ただし村外負債はほとんど未整理のままであった。もちろんこれは、1936年以降の価値上昇に支えられたものであった。聞き取りによれば、当時の指導者たちは「現在ではとても考えられない共産主義のようなやり方だった、人の和を得たことによるものだった」と述べる一方で、どうせ返済の見込みのない金ならば割引いて以後もっと働いてもらったほうがいい、というニュアンスのことも語っている。

この負債整理は、第一に小作料収奪を維持しつつ農村の人心不安を緩和し「克己忍苦」による返済へと村民の心をむかわせ、村上層が隣保相助、挙村一致のリーダーシップを再編した点で村上層にとって最良策であったろう。しかし第二に、政府の救農資金打切りの結果、村上層にとっても債権をある程度放棄して恐慌を克服するという自力更生を余儀なくされたものであった。三穗村の負債整理は農林官僚の注目するところとなり、1936年7月農林省の特別助成村に指定され、禁酒村、更生模範村として有名となり、各地から見学者が訪れた。

もう一つ三穗村の更生に役立ったと思われるのが、自作農維持事業であった。同村では1934年から42年にかけて、村内耕地の6%にあたる18町歩を対象に自作農創設維持事業が実施され、貸付金47,550円、受給農家58戸であった。この事業の中心は、1937～40年に産業組合が実施したもので、これは旧所有者が負債整理のために土地を手離す際に産業組合に売却しておき、自創資金借入によって旧所有者が同一の土地を買い戻すという制度ですすめられたもので、対象農家は自小作農が多かった⁽¹⁵⁾。

経済更生運動と部落再編成は誰のためのものであったろうか。1930年代後半の三穗村の所得動向は、地主自作層が恐慌からの回復が顕著であるのに対し、村民の60%が年間所得100円未満の下層的水準に滞留しつづけており、また移民や離村による一部村民の切り捨ての上に模範村が成立したことを考えるならば、村レベルでは、自治組合による更生の強行は、恐慌によって危機に瀕した

村上層（地主自作・自作上層）の村支配を、統制強化によって村中下層（自小作・小作）との矛盾を押し込めることで、強制的に再編したものであったといえよう。

1937年から特別助成事業として同村で実施されたものは、

- ① 産業組合による減債貯金
- ② 自治組合単位の耕地拡張工事、暗渠排水および共同作業場の建設
- ③ 青年会による農民道場の建設
- ④ 三井報恩会の援助による診療所、隣保館（公民館）の建設

などであった。また、以前から実施されていた11月10日前後の国民精神作興週間も、36年には「公共奉仕尽忠報国の実践をなし、以て非常時国民の精神涵養のため」に自治組合では、懇談会を開いて趣旨の徹底をはかり、「克己日の実践事項 イ、各戸国旗を掲揚し宮城を遙拝して産土神を参拝し祖先に詣づること、ロ、期間中は節約をなしたる余財を築土建設協会へ寄付すること⁽¹⁶⁾」を申合せており、自治組合は天皇制イデオロギー注入の末端機構となっていくた。さらに、日中戦争が始まると、毎月15日には皇軍武運長久祈願のため、村社参拝が実施され、1937年12月には軍人後援、「銃後」協力団体として軍友会、国防婦人会の村分会が結成された。自治組合では、労働奉仕団を各々組織して従軍者留守家族の農家に対し、農作業の援助をおこなった⁽¹⁷⁾。自治組合は、「銃後」の戦争協力、動員組織の末端として有効に機能し、同時に農業経営に対する統制、生活思想の画一化を強制するファシズム支配の末端を担い、のちの部落会のモデルとなったのである。

おわりに

1930年代の農村支配についての分析視角は、伝統的名望家秩序の再編強化という枠組から資本主義の発達にともなう官僚的支配の農村への浸透過程、あるいは行政機構による部落組織の系列化という枠組へと移行しつつあるようである⁽¹⁸⁾。一方で在村地主の農村支配は1930年代においても根強いと指摘されているが⁽¹⁹⁾、それは、地主個人の経済的・政治的自力によるものではなく、行政機構を通じて農民統制を強化し、その機構の上に地主が位置をしめるという構造

によって維持されたものであったのではないだろうか。逆に、1930年代の農村に課せられた行政的課題に応え、村内諸機構を管理・経営し得たのは、1920年代に一定の進出をみた自小作層ではなく、依然として地主自作層であったといえよう。ここに、村上層によって部落の統制強化が実施される在村的要因があった。なお、本稿がとりあげた1935年の部落再編成の動きは、同年1～8月にかけて実施された地方官官制の改正に伴う地方行政全体の再編成との関係で、さらに国体明徴運動や選挙粛正運動との関係で考察すれば、より明確にその歴史的意義（地域のファッション的再編の先駆）を捉えうるであろうが、それは私の次の課題とし、ここでは村内の部落統制強化の実態を分析した。

（注）

- （1） 藤原彰『体系日本歴史6 日本帝国主義』（日本評論社 1968年）p.267
- （2） これらの政策については、森武麿「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」（1971年度『歴史学研究』大会報告別冊特集）、須崎慎一「選挙粛正運動の展開とその役割」（『歴史評論』310号 1976年）、石井金一郎「日本ファシズムと地方制度」（『歴史学研究』307号 1965年）、木坂順一郎「大政翼賛会の成立」（『岩波講座日本歴史20近代7』 1976年）、同「日本ファシズム国家論」（『体系日本現代史3 日本ファシズムの確立と崩壊』日本評論社 1979年）を参照。
- （3） 三穂村の青年団運動については、拙稿「下伊那青年運動と農村支配」（『一橋研究』3巻4号 1979年）、下伊那全体の社会運動については、佐々木敏二『長野県下伊那社会主義運動史』（信州白樺社 1977年）を参照。
- （4） 『三穂産業組合事業報告』1928年度。上下伊那地方の組合製糸勃興については、小峰和夫「昭和恐慌期の蚕糸業破綻と農村情勢」（『歴史学研究』434号 1976年）を参照。
- （5） 産業組合の主導層を組合理事および大口出資者のなかにしめる比率から判断するならば、表2の自作上層は、1916～26年の理事経験者21名中13名、1928年の大口出資者42名中22名をしめていた。ここで大口出資者とは、全出資口数1,703のなかで10口以上の出資者を指し、42名の大口出資者で451口出資していた。農家戸数比7分の1の自作上層が、組合理事と大口出資者の過半数をしめていたことがわかる（『三穂産業組合十年誌』1926年、『三穂産業組合事業報告』1928年）。
- （6） 『庶務一件』1917年7月19日付の村役場から組惣代宛通牒には、次のように述べられてある。
「御組合内各自勤儉貯蓄ノ念ニ関シテハ、常々御留意ノ事ト存ジ候。然ルニ本春繭価ハ昂騰ヲ呈シ、一般ニ於ケル金融頓ニ緩慢ノ状況ト思惟セラレ、動モスレバ

浪費浮華ノ弊風ニ流レ易キ、尤モ戒心スベキ傾向ニ御座候。而シテ貯蓄ノ方法ニ
 対シテハ幾多アリト雖モ、今郡議會ニ於テ附議セラレタル戦時貯金債券ナルモノ
 ヲ購入スルハ好適ナル方法ト被存候（……）」

- (7) 『庶務一件』大正12年
- (8) 須崎慎一「地域右翼・ファッショ運動の研究」(『歴史学研究』1980年5月号)
 を参照。
- (9) 『庶務一件』昭和5年に次の文書がある。
 「七月二日 財界不況対策協議
 別紙教化運動並ニ公私経済緊縮実施要項ヲ審議シ之ヲ実行スルコトヲス。右実行
 ニ就テハ、各組ニ於テ実行委員二名ヲ選出シ（中略）同委員会ニ於テ研究討議ノ
 上厳守実行スルコトニ協定ス。」
- (10) 林治郎『老後の思ひ出』1952年、飯田市伊豆木の林研二氏所蔵。林治郎は1935
 ～38年に三穂村長をつとめた。
- (11) 村役場『常設委員会協議録綴』1932年8月～36年12月、上松都男『協議員雑
 綴』、同『協議員手簿』1932年（飯田市下瀬の上松岑朗氏所蔵）による。
- (12) 前掲表3でわかるように、恐慌下、村会議員の階層は村上層が多くなってい
 る。
- (13) (10)と同じ
- (14) (10)と同じ
- (15) 早稲田大学大学院の稲垣聡一氏から資料を提供して頂いた。ここに感謝の意を
 表したい。
- (16) 『三穂村報』3号（1936年10月25日）による。
- (17) 『支那事変ニ関スル記録綴』による。
- (18) 菅野正『近代日本における農民支配の史的構造』（1978年、御茶の水書房）第
 5～6章。菅野氏はここで、1920～30年代の変化を、中小地主の経済的余裕の喪
 失と行政事務の高度化による地方名望家支配の後退と官僚支配の浸透とみてい
 る。
- (19) 小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層」（大江志乃夫編『日本ファシズム
 の形成と農村』校倉書房、1978年）

なお、本稿で利用した行政文書は特記したものを除いて、すべて飯田市役所三穂支
 所所蔵の旧三穂村役場文書である。資料収集にあたり御協力いただいた三穂支所の職
 員の方々や三穂地区の皆様には感謝いたします。

（筆者の住所：東京都文京区大塚5-28-2）